２　教職員等であつて高齢者の医療の確保に関する法律第五十条第二号に該当する者が同号に該当しないこととなつたとき（七十五歳に達した場合を除く。）又は教職員等であつて同条第一号に該当する者が同法第五十一条の規定により後期高齢者医療の被保険者としないこととされたときは、当該者は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該学校法人等を経て、そのなつた日以後、直ちに、事業団に提出しなければならない。

一　［略］

二　加入者等記号・番号

三・四　［略］

（高齢の教職員等に係る異動報告等に関する特例）

第三十七条の三　次の各号のいずれにも該当する教職員等を使用する学校法人等は、当該教職員等に関し、第一条、第一条の二の六及び第一条の四の規定の例による異動報告書、届書及び支給報告書を、理事長が定めるところにより、事業団に提出しなければならない。

一・二　［略］

２　［略］

第六章　雑則

（加入者等記号・番号等の利用制限等）

第三十七条の四　法第四十五条第一項の文部科学省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　文部科学大臣

二　事業団

三　学校法人等

四　社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）による社会保険診療報酬支払基金

五　国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会

六　国民健康保険法第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人

七　保険医療機関等

八　法第二十五条において準用する組合法第五十六条第一項に規定する診療、手当又は薬剤の支給を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の療養機関

九　指定訪問看護事業者

十　都道府県知事

十一　市町村長

十二　厚生年金保険法第二条の五第一項各号に定める実施機関（事業団を除く。）

十三　日本年金機構

２　法第四十五条第二項の文部科学省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　医療保険者（事業団を除く。）が、高齢者の医療の確保に関する法律第七条第一項に規定する医療保険各法（法を除く。）又は高齢者の医療の確保に関する法律に基づく事業又は当該事業に関連する事務を行う場合

二　国立研究開発法人国立がん研究センターが、がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）第二十三条第一項の規定により厚生労働大臣から委任を受けた事務を行う場合

２　［同上］

一　［同上］

二　加入者番号

三・四　［同上］

（高齢の教職員等に係る異動報告等に関する特例）

第三十七条の三　次の各号のいずれにも該当する教職員等を使用する学校法人等は、当該教職員等に関し、第一条、第一条の二の八及び第一条の四の規定の例による異動報告書、届書及び支給報告書を、理事長が定めるところにより、事業団に提出しなければならない。

一・二　［同上］

２　［同上］

［同上］

［条を加える。］